

石垣島の 国立公園 指定に向けて

主催 環境省
那覇自然環境事務所



国立公園とは

日本を代表する風景地



知床国立公園



富士箱根伊豆国立公園



中部山岳国立公園



瀬戸内海国立公園

国立公園とは

国立公園の全体像

- ・全国に28ヶ所
- ・総面積は約206万ヘクタール
沖縄県全体の面積の約9倍
国土面積の約5.5%

都市公園

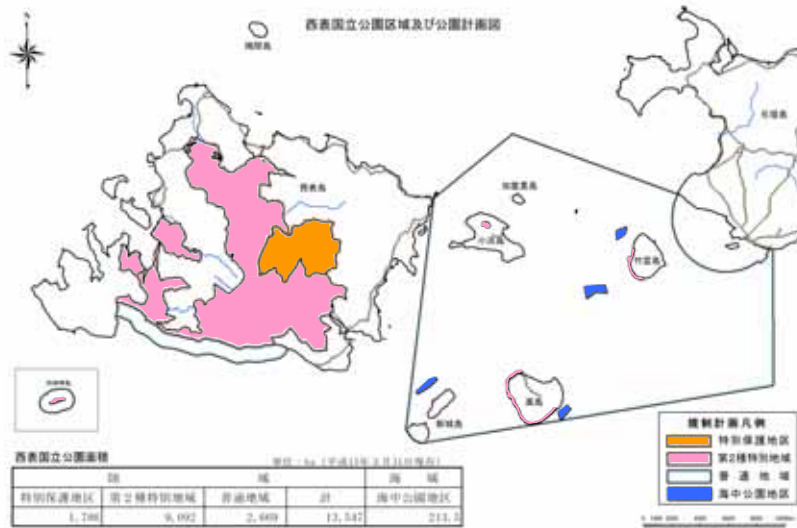
公園の設置者が土地を所有し、施設を造っていく
例: 新栄公園
川平風致公園

国立公園

公園の設置者が土地は所有せず、区域内で一定の行為を制限して風景を維持する



現在の西表国立公園



現在の西表国立公園

西表国立公園の特徴



亜熱帯性常緑広葉樹林



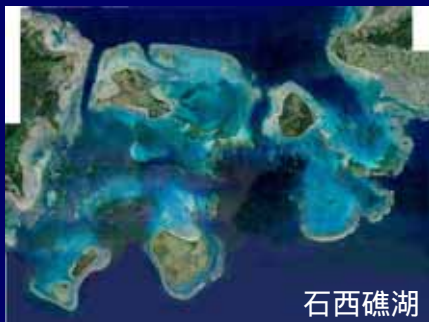
マングローブ林の景観(仲間川流域)



イリオモテ
ヤマネコ

現在の西表国立公園

西表国立公園の特徴



石西礁湖



海蝕崖の
景観



コンドイ
ビーチ



サンゴ礁
の景観



竹富島
ビジターセンター

なぜ石垣島を国立公園に指定するのか

日本を代表する自然

エメラルドグリーンに輝く海



本来の姿に近いサンゴ礁



なぜ石垣島を国立公園に指定するのか

日本を代表する自然

カンムリワシやヤエヤマヤシが存在する森



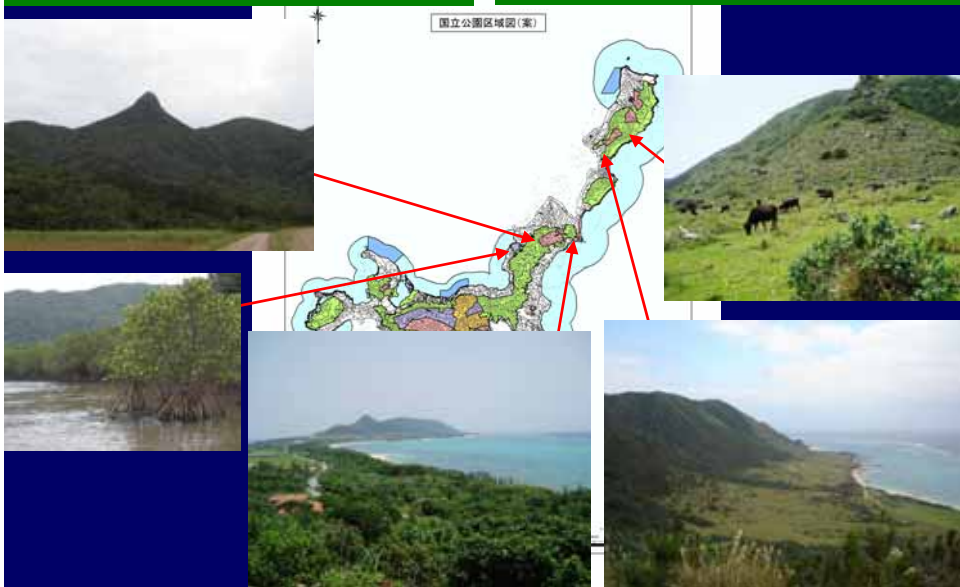
生き物が豊かなマングローブ林
・干潟



指定予定区域の特徴

玉取崎・野底岳・吹通川

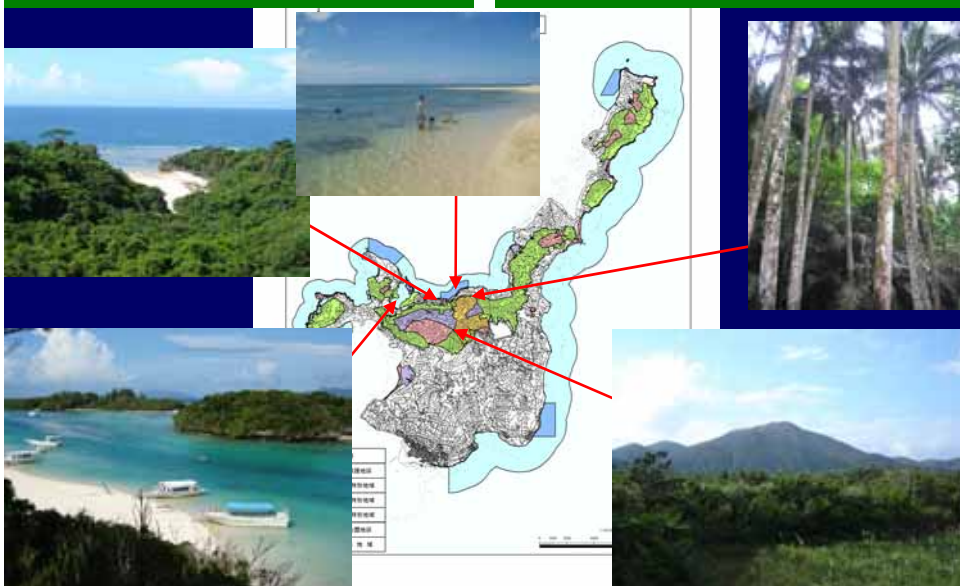
平久保半島・伊原間



指定予定区域の特徴

米原海岸・川平湾

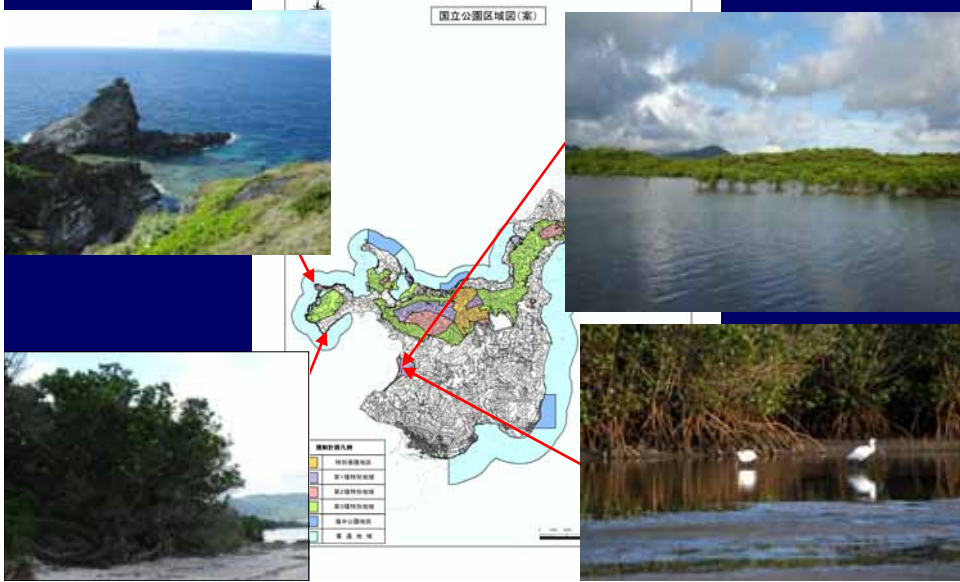
於茂登岳



指定予定区域の特徴

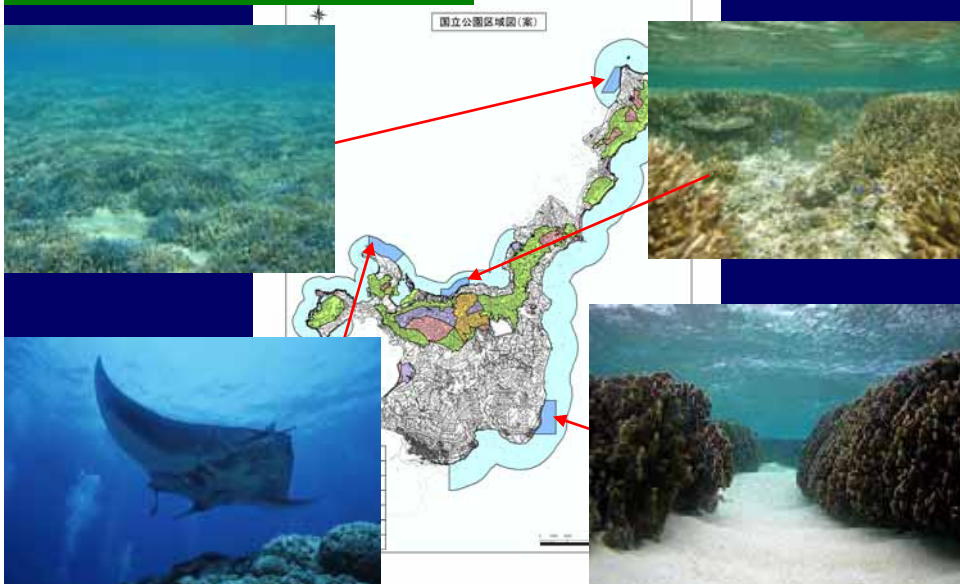
屋良部半島

名蔵アンパル



指定予定区域の特徴

海中公園地区



指定予定区域の選定の考え方

優れた自然が見られる場所を区域に含める。

区域は、極力まとまりのあるものとなるよう配慮。

市街地や田畑は、原則として対象としない。

海域は、これまでのモニタリング調査の結果等から、良好な状態であることが分かっている場所を中心とする。

海域のうち、学術的にも貴重な場所や生物多様性に富む場所、海中の適切な利用が見込まれる場所は海中公園地区として区域に含める。

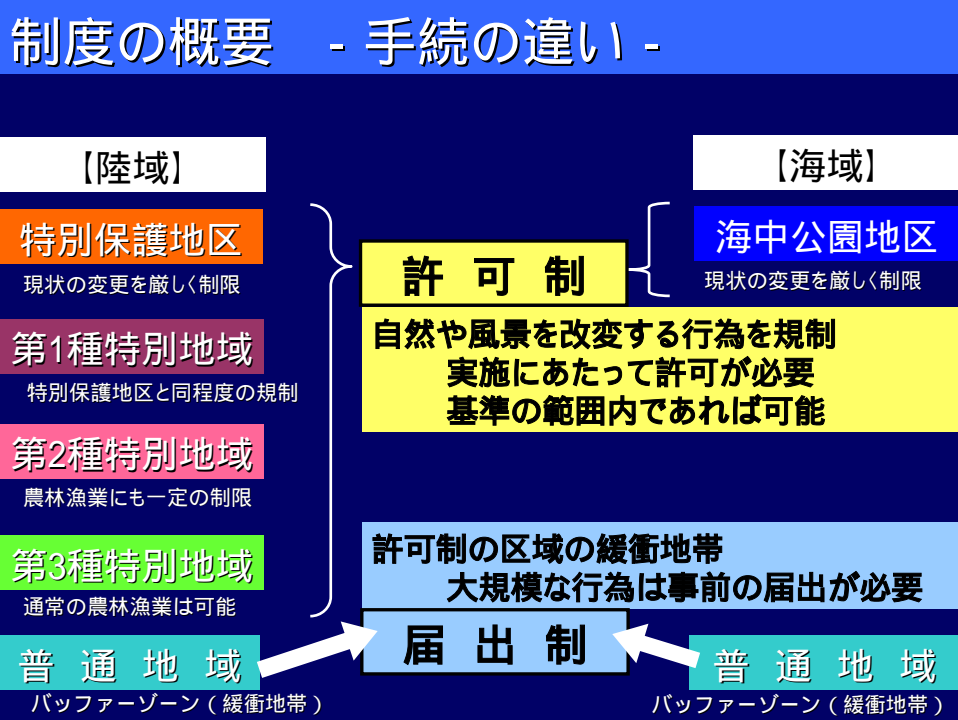
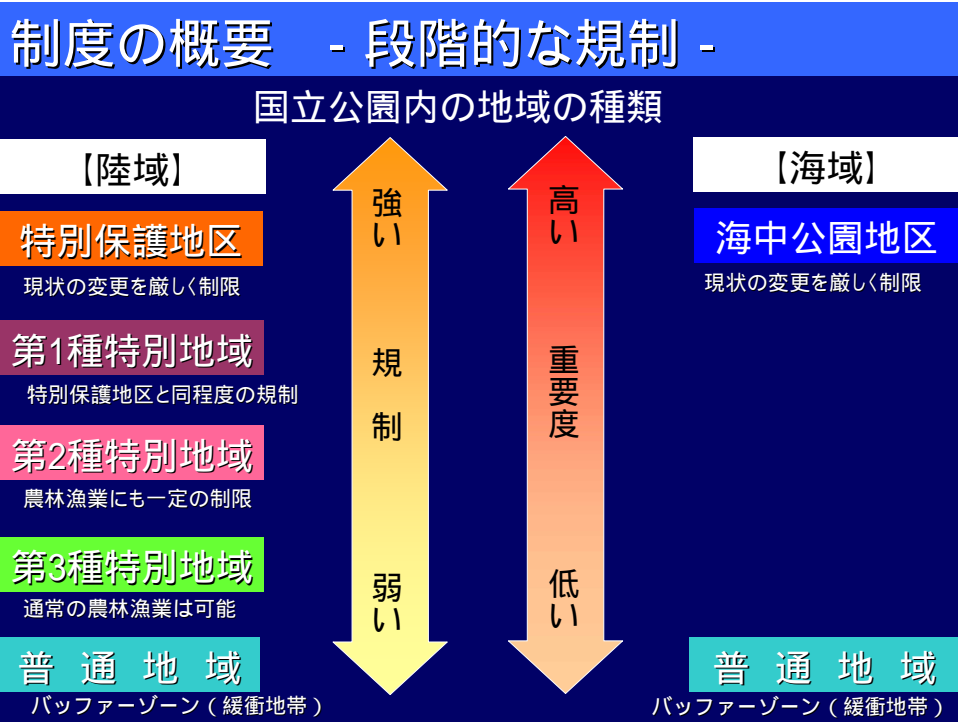
地域・地区区分の考え方

特別保護地区・第1種特別地域（陸域）
優れた自然環境を、極力、現在の状態で維持していくことが必要な地区・地域

第2種特別地域・第3種特別地域（陸域）
農林漁業との調整を図っていくことが必要な地域

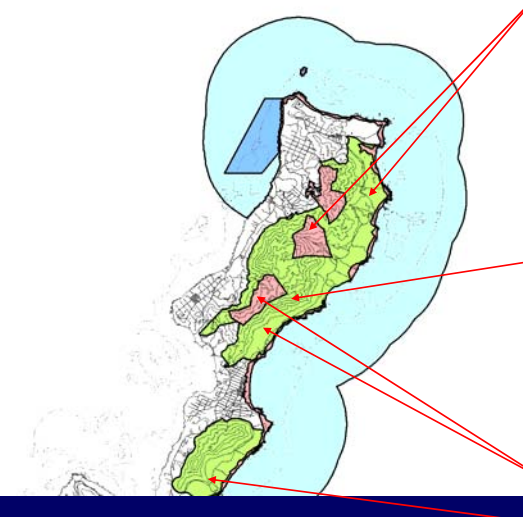
海中公園地区（海域）
熱帯魚、さんご等の生物等を維持していくことが必要な地区

普通地域（陸域・海域）
上記以外の地域



制度の概要 - 風景を維持するために -

第1～3種特別地域

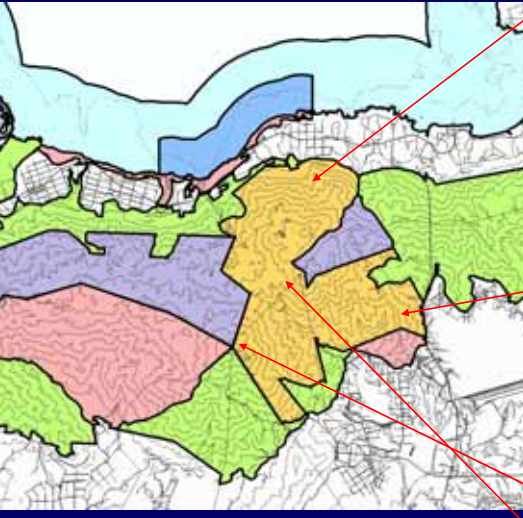


A map showing Special Zones 1, 2, and 3. Red arrows point from the zones to the regulatory text boxes on the right.

- 【許可制】**
 - ・ 工作物の新築 等
 - ・ 木の伐採
 - ・ 土地の造成 等（注）
手続が免除されている行為を除く
- 【届出制】**
 - ・ 牛馬の放牧
(新しく牧場を設ける場合)
- 【手続不要】**
 - ・ イノシシ狩り
 - ・ 通常の耕作 等

制度の概要 - 風景を維持するために -

特別保護地区



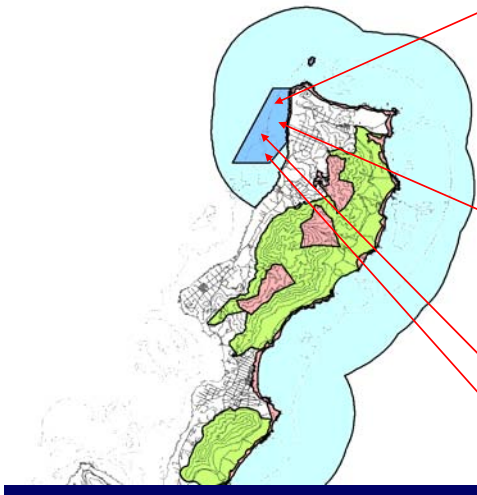
A map showing a Special Protection Area. Red arrows point from the area to the regulatory text boxes on the right.

- 【許可制】(特別保護地区)**

特別地域での規制に加え、

 - ・ 動植物の採取、殺傷
 - ・ 火入れ、たき火 等（注）
手続が免除されている行為を除く
- 【届出制】**
 - ・ 災害などの非常時の措置
- 【手続不要】**
 - ・ 工作物の修繕
 - ・ 特定外来生物の採取、損傷 等

制度の概要 - 風景を維持するために - 海中公園地区



【許可制】

- ・ 工作物の新築等
 - ・ 熱帯魚、サンゴ等の採取
 - ・ 海底の形状変更 等
- 手続が免除されている行為を除く

【届出制】

- ・ 災害などの非常時の措置

【手続不要】

- ・ 海上運航する船舶の係留
- ・ 漁業用の工作物の設置

等

制度の概要 - できること、できないこと -

	許可される行為	許可されない行為
特別保護地区	学術研究での動植物の捕獲、採取等	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、木の伐採、土石の採取、集散的に住宅を建設するための造成、大規模なホテルの建設、個人の住宅の建設
第1種特別地域	木の伐採(一定割合内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、土石の採取、集散的に住宅を建設するための造成、大規模なホテルの建設、個人の住宅の建設
第2種特別地域	通常の農林畜産業、農林畜産業に伴う工作物、木の伐採、土石の採取、個人の住宅の建設(いずれも基準内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、集散的に住宅を建設するための造成、大規模なホテルの建設
第3種特別地域	通常の農林畜産業、農林畜産業に伴う工作物、木の伐採、土石の採取、個人の住宅の建設(いずれも基準内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、集散的に住宅を建設するための造成、大規模なホテルの建設
海中公園地区	漁業のための工作物の設置、土石の採取、海底の形状変更、物の係留、指定種以外の捕獲、採取等、船舶の係留、学術研究での指定種の捕獲、採取等	漁業目的以外の工作物の設置、土石の採取、海底の形状変更、物の係留、熱帯魚、サンゴ、海そう等(指定種のみ)の捕獲、採取等、海面の埋め立て又は干拓、未処理の汚水・排水の排出

赤字: 許可申請等は不要な行為

制度の概要 - 土地所有と規制の強さ -

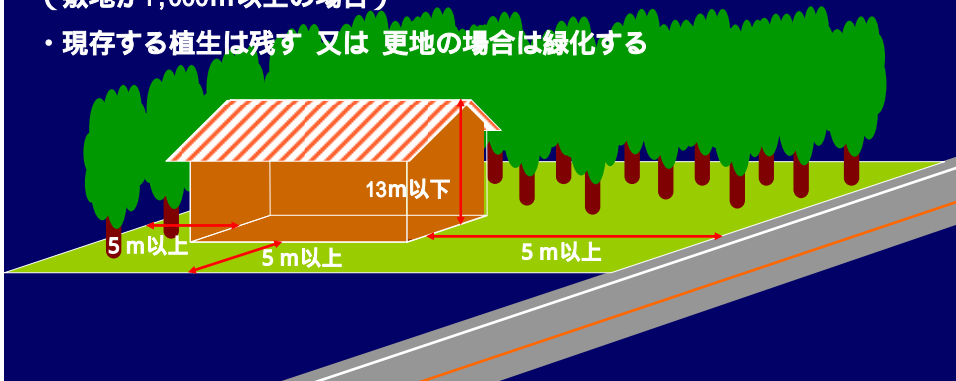
	国有地	公有地	私有地	その他	上段: 面積 (ha)
					下段: 割合 (%)
	合計				
特別保護地区	0 (0)	556 (7.9)	0 (0)	0 (0)	556 (7.9)
第1種特別地域	1 (0)	597 (8.5)	83 (1.2)	49 (0.7)	730 (10.4)
第2種特別地域	0 (0)	1,158 (16.5)	58 (0.8)	104 (1.5)	1,320 (18.8)
第3種特別地域	12 (0.2)	4,088 (58.2)	165 (2.3)	36 (0.5)	4,301 (61.3)
普通地域	0 (0)	42 (0.6)	60 (0.9)	13 (0.2)	115 (1.6)
合計	13 (0.2)	6,441 (91.7)	366 (5.2)	202 (2.9)	7,022 (100.0)

制度の概要 - 風景を維持するために -

- ・高さ 13m以下
- ・建築面積は最大で 2,000㎡まで
- ・敷地境界からの後退距離 5m以上
- ・道路からの後退距離 5m以上（一部、20m以上）
- ・建ぺい率 20%以下 容積率 40%以下 = 建築面積 200㎡ 2階建てまで（敷地が1,000㎡以上の場合）
- ・現存する植生は残す 又は 更地の場合は緑化する

許可の基準の例

- 工作物の新築 -



制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -

国立公園の中で新たにキビ畑やパイン畑を行う場合

キビ畑で行う作業	必要な手続	パイン畑で行う作業	必要な手続
サブソイラ・パワーショベル等による深耕、整地	手続不要	植え付け、除草	手続不要
除草、中耕	手続不要	施肥、灌水	手続不要
植え付け、除草、農薬散布	手続不要	収穫	手続不要
施肥、灌水	手続不要		
収穫	手続不要		
堆肥散布、深耕	手続不要	深耕、古株すき込み	手続不要
葉ガラ梱包、土のうの設置	手続不要	葉ガラ梱包、土のうの設置	手続不要
グリーンベルトの植栽	手続不要	グリーンベルトの植栽	手続不要
土地の新たな開墾、土地の形状の変更	要許可 開墾や形状変更を行う農家の方又は県や市が申請	土地の新たな開墾、土地の形状の変更	要許可 開墾や形状変更を行う農家の方又は県や市が申請
畑の勾配修正工事	要許可 事業を実施する県又は市が申請	畑の勾配修正工事	要許可 事業を実施する県又は市が申請
沈砂地の設置	要許可 事業を実施する県又は市が申請	沈砂地の設置	要許可 事業を実施する県又は市が申請

制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -

国立公園に指定された後も引き続き林業、畜産業を行う場合

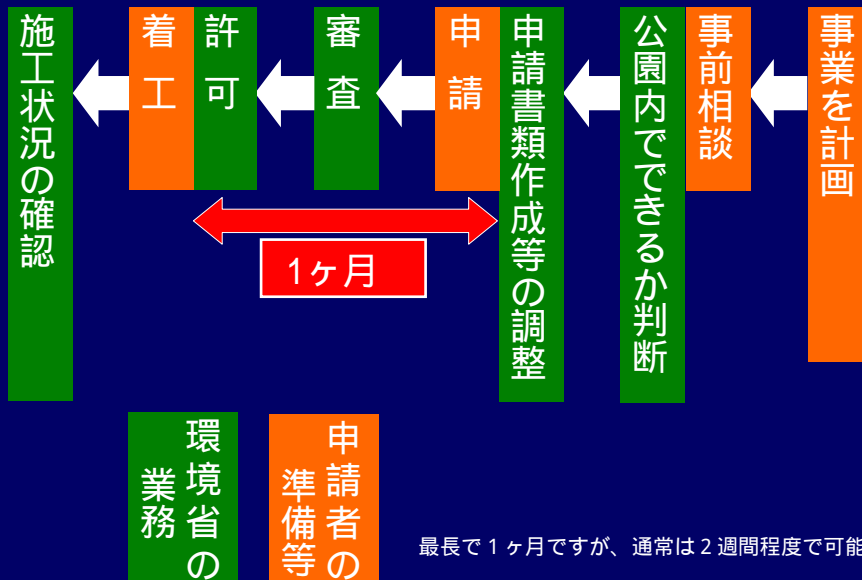
林業上必要な行為		畜産上必要な行為	
作業	必要な手続	作業	必要な手続
育苗	手続不要	牧草の播種	手続不要
地拵え	手続不要	牧草の刈り取り	手続不要
植林	手続不要	かん木の除去	手続不要
下刈り、間伐	手続不要	放牧	手続不要 (現在放牧している区域)
伐採	要許可		届出必要 (新しく放牧する区域)
林道の設置	要許可 事業を実施する県又は市が申請	牧場の造成	要許可(土石を採取する場合、土地の形状を変更する場合に必要)
土砂流出防止柵の設置	要許可 設置をする林業家の方又は県や市が申請	畜舎、納屋等の設置	手続不要(ただし、道路から20m以上離れている場合) 要許可(上記以外)
		水槽の設置	手続不要

制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -

ご自分の宅地の周辺でできること

自分の土地でできること	必要な手続
門、生垣の設置	手続不要
宅地内の木竹の伐採	手続不要
宅地内の土石の採取	手続不要
工作物の修繕	手続不要
家の新改増築	要許可 ご本人が申請
車庫、物置の新改増築	要許可 ご本人が申請
取り付け道路の新改増築	要許可 家の新改増築等とともに、ご本人が申請

許可までの流れ



申請等の相談窓口

環境省 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター
(石垣自然保護官事務所) が窓口です。

電話 82 - 4768

八島町2 - 27



施設の整備 - 国立公園の利用 -

竹富島ビジターセンター



黒島ビジターセンター



館内の様子



標識の整備

施設の整備 - 国立公園の利用 -

キャンプ場の整備



展望台の整備



キャンプ場の
トイレ・シャワー

グリーンワーカー事業 - 国立公園の管理 -

オニヒトデ駆除



海岸清掃



国立公園の指定について

国立公園の指定は国が勝手にできるのか？

- ・国立公園は、日本を代表する自然の風景地を国(環境大臣)が指定(自然公園法第5条 他)
- ・指定に向けた作業は、石垣市や沖縄県などの関係機関との調整を行いながら実施
- ・説明会やパブリックコメント(3月中旬～開始予定)を実施し、地域の意見等を反映
- ・学識経験者等からなる中央環境審議会で、専門的見地からの検討も実施

住民の意見を受けて、案は修正されるのか？

- ・これまでに、計3回(市民会館、川平、伊原間)の説明会を開催
- ・追加の説明会開催のご要望が多かったので、公民館長を通じて各公民館にご案内し、計2回(野底小学校、当センター)の説明会を開催
- ・パブリックコメント(3月下旬～開始予定)を実施
 - ↑ いただいたご意見をもとに、必要な修正を実施

私権を制限することができるのか？

- ・日本の国立公園は、土地所有の別にかかわらず指定することが可能
- ・財産権等の私権との調整を図りながら、一定の制限が可能
- ただし、全ての行為を禁止するものではない
- ・説明会やパブリックコメントで、皆様のご意見をうかがい、必要な修正を実施